

平成31年度 国立市立国立第二小学校の特別支援教育 全ての子供たちが安心して学べる教育をめざして

1 国立第二小学校の特別支援教育基本方針

国立第二小学校では、在籍する全ての子供たちが安心して学べる学校をめざして「特別支援教育」を特別な支援ではなく「あたりまえの支援」として教育活動を進めています。

(1) 学びの場の共有

障がいの有無にかかわらず、全ての子供たちが可能な限り学びの場を共有することをめざし、「分かりやすい整った環境整備」「自己肯定感を育てる指導」ができるように努めます。

また、障がいの有無にかかわらず学びの場を共有するために、全ての子供に対して障がいや苦手さ、困難さについての理解を図るための学習や、障がいを個性として認め合ったり支え合ったりすることの大切さを学ぶ学習を進めます。

(2) 学校全体がチームとなった組織的な指導・支援

特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の機能を充実させ、市の教育相談室や特別支援教育専門家チーム、はばたき（特別支援教室）専門員・特別支援教育指導員（スマイリースタッフ・合理的配慮支援員）の協力を得ながら、一人一人の教育ニーズに応じた指導を組織的・計画的な支援を進めます。

(3) 保護者との協力、連携

全ての子供への支援は、保護者と一体となった関わりが欠かせないことから、個々の支援についての保護者面談等を充実させます。

また、個々の課題や課題を解決するための指導や取組について保護者への分かりやすい説明を行い、保護者との協力や連携に基づく支援体制の構築を進めます。

(4) 関係機関との連携

市内の小学校及び特別支援学級や関係機関との連携を密にし、それぞれの役割を明確にした連続した支援ができるようにします。

2 プラタナス及びはばたき教室の活用

プラタナスやはばたき教室の機能を生かし、通常の学級では難しい個々の苦手や困難さに対応した専門的な支援の場として活用するだけでなく、上記の4つの基本方針を踏まえ、以下のよう
に活用し、全ての子供たちが安心して学べる学校づくりを進めていきます。

(1) 共生、共感の社会で生きるための素地づくり

日常生活の中で障がいや苦手さを個性として認め合ったり、支え合ったりすることにより、共生社会で生きるための素地を育てることができます。

(2) 教員の指導・支援の質の向上を図る場としての活用

交流及び共同学習を進めるには、通常の学級においても様々な苦手や困難さに対応した指導が必要です。地域の特別支援学校や市内の特別支援学級等との連携を図り、通常学級の教員を対象とした専門的な知識や技能を習得する研修を行い、様々な苦手や困難さに対応した指導につながる深い児童理解や指導方法の改善につなげることができます。